

---

○副議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時03分）

---

◎議長の辞職について

○副議長（土屋清武君） 日程第3、議長の辞職についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、稲葉昭宏君の退場を求めます。

（議長 稲葉昭宏君 退場）

○副議長（土屋清武君） 事務局長をして辞職願を朗読いたさせます。

（議会事務局長辞職願朗読）

○副議長（土屋清武君） お諮りします。稲葉昭宏君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、稲葉昭宏君の議長の辞職を許可することに決しました。

暫時休憩します。

（午前 9時04分）

---